構造改革特別区域法の一部を改正する法律案要綱

第一 次に掲げる法律の特例に関する措置につい て追加その他所要の規定の整備を行うこと。

一 特定農業者による特定酒類の製造事業に係る酒税法の特例

内 閣 総 理大臣 の認定を受けた構造改革特別区域内にお いて農林漁業体験民宿業等を営む農業者が、 自

ら生産 した果実を原料とした果実酒を製造するため、 果実酒の製造免許を申請した場合には、 当該製造

免許に係る最低製造数量基準を適用しないことその他所要の規定を整備すること (新第二十八条関

一 特産酒類の製造事業に係る酒税法の特例

内閣 総理大臣 .の認定を受けた構造改革特別区域内において地方公共団体の長が地域の特産物として指

定した農産物を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者が、 果実酒又はリキュ ] ル  $\mathcal{O}$ 製

造免許を申請した場合には、 当該製造免許に係る最低製造数量基準を引き下げること(新第二十八条

二関係)。

第二 施行期日等

この法律は、 平成二十年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い 日から施行すること (改正